

千葉県公告第897号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年12月21日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆみ〜る鎌取ショッピングセンター
所在地 千葉市緑区おゆみ野三丁目16番地1、16番地2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社新都市ライフホールディングス
代表者の氏名 代表取締役 新居田 滝人
住所 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
(変更前) 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林 昭次
(変更後) 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田 滝人
- 4 変更の年月日
令和4年10月3日
- 5 変更の理由
設置者の代表者に変更が生じたため
- 6 届出の年月日
令和4年12月16日
- 7 縦覧場所
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
- 8 縦覧期間及び時間
 - (1) 縦覧期間
令和4年12月21日から令和5年4月21日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 時間
午前9時から午後5時15分まで